

前橋市少額工事事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、少額工事事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 少額工事 設計金額が200万円以下の随意契約により請負契約を締結する工事をいう。
- (2) 小規模工事 設計金額が130万円以下の工事及び修繕をいう。
- (3) 施設修繕 設計金額が30万円以下の市庁舎及び出先機関等の施設修繕で、設計積算等の技術的見解を伴わないものをいう。
- (4) 工事担当課 別記に掲げる課をいう。
- (5) 施設管理課 市庁舎及び出先機関等の施設を管理する課をいう。

(少額工事事務処理)

第3条 少額工事事務処理は、別記に掲げる工事担当課が行うものとする。ただし、前条第1項第3号に掲げる施設修繕にあつては施設管理課が行うものとする。

(抽出検査)

第4条 契約監理課長は、少額工事の抽出検査を行うことができる。

2 前項の抽出検査は、次の項目について行うものとする。

- (1) 工事関係書類等について
- (2) 契約締結請求兼業者選定伺について
- (3) 契約事務手続について
- (4) 工事完成後の事務手続について

第2章 少額工事事務処理

(業者選定)

第5条 工事担当課長は、少額工事を発注しようとするときは、その性質及び内容等を勘案し、原則として、本市の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の中から2者以上を選定するものとする。ただし、特命性がある場合は、1者とすることができる。

(発注手続)

第6条 工事担当課長は、少額工事を施工しようとするときは、契約締結請求兼業者選定伺に、次に掲げる書類を添付の上起案し、所要の決裁を得なければならない。

- (1) 特命随意契約理由書（選定業者が1者の場合）

(2) 科目一覧（2つ以上の科目を設定した場合）

(3) 見積合わせ通知書

(4) 積算資料等（設計積算書、仕様書、図面、位置図等）

2 工事担当課長は、前項の規定により決裁を得たときは、前橋市契約規則第16条の規定により予定価格を作成した後、前条の規定により選定した者に見積合わせ通知書を送付し、見積書を徴するものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定により見積書を徴したときは、当該見積書の内容を確認し、当該見積書を提出した者の中から適当と認める者を受注者として決定し、見積合わせ結果決定書を起案し、所要の決裁を得なければならない。

4 工事担当課長は、前項の規定により決裁を得たときは、受注者から工事請負請書を徴するものとする。この場合において、その者が免税事業者である場合は、併せて免税事業者届出書を徴するものとする。

（契約の変更）

第7条 契約内容に変更が生じたときは、契約変更締結請求決定書により起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合においては、第2条に定める金額の範囲内で変更契約を締結することができる。

（監督及び検査）

第8条 工事担当課長は、少額工事の適正な施工を確保するため、監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、受注者に工事完成通知書及び施工記録写真貼付書（様式第1号）を提出させた後に行うものとする。

3 検査員は、第1項の検査を完了したときは検査調書を作成し、市長に提出するとともに、受注者が検査に合格したときは、検査結果通知書により通知するものとする。

4 監督員は、受注者が検査に合格したときは、工事完成引渡書を提出させ、引渡しを受けるものとする。

第3章 小規模工事及び施設修繕の事務処理

（業者選定）

第9条 工事担当課長及び施設管理課長は、小規模工事又は施設修繕を発注しようとするときは、その性質及び内容等を勘案し、原則として、本市の発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者又は前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領に基づく登録者の中から1者を選定するものとする。

（発注手続）

第10条 工事担当課長及び施設管理課長は、小規模工事又は施設修繕を施工しようと

するときは、契約締結請求兼業者選定時に、小規模工事は次に掲げるすべての書類を、施設修繕は第1号及び第3号の書類を添付の上起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合においては、当該起案に掲げる「設計額」欄に記載した金額を予定価格に代えるものとする。

- (1) 見積合わせ通知書
- (2) 施工箇所図・図面（小規模工事のみ）
- (3) 設計内訳明細書（様式第2号）（施設修繕は概算見積書等）
- (4) 仕様書（小規模工事のみ）

2 工事担当課長及び施設管理課長は、前項の規定により決裁を得たときは、前条の規定により選定した者に見積合わせ通知書を送付し、その者から、工事担当課長は見積書を、施設管理課長は施設修繕見積書（様式第4号）を徴するものとする。

3 工事担当課長及び施設管理課長は、前項の規定により見積書を徴したときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該見積書を提出した者を受注者として決定し、見積合わせ結果決定書を起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合において、その者が免税事業者である場合は免税事業者届出書を徴するものとする。

4 工事担当課長及び施設管理課長は、前項の規定により決裁を得たときは、受注者から工事請負請書を徴するものとする。この場合において、その者が免税事業者である場合は免税事業者届出書を徴するものとする。

5 前3項の規定による見積書及び請書の徴取は、契約金額が20万円以下の場合、省略することができる。

（契約の変更）

第11条 契約内容に変更が生じたときは、契約変更締結請求決定書により起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合においては、第2条に定める金額の範囲内で変更契約を締結することができる。

（監督及び検査）

第12条 工事担当課長及び施設管理課長は、小規模工事及び施設修繕の適正な施工を確保するため、監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。ただし、出先機関等の施設管理者が施設修繕を行うときは、当該施設の長を検査員とするものとする。

2 前項の検査は、受注者に小規模工事（施設修繕）完了届（様式第3号）及び施工記録写真貼付書（様式第1号）を提出させた後に行うものとする。

3 受注者が第1項の検査に合格したときは、同時に引渡しを受けたものとみなす。

第4章 雑則

第13条 この要領に定めるもののほか、少額工事の事務処理に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以前に発注された請負契約については、なお従前の例によるものとする。

別記（第3条関係）

ごみ政策課 清掃施設課 農村整備課 都市計画課 市街地整備課 区画整理課
道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 建築指導課 建築住宅課 公園緑地課
公園管理事務所 教育施設課

施工記録写真貼付書

受注者名 _____
件 名 _____

着 工 前

完 了

様式第3号（第12条関係）

決 裁			課	係	係	員

(報告) 次のとおり、工事完了届が提出され検査を行った結果、
本工事は適正に施工されましたので、完了したことを報告いたします。㊦

		発注番号	
<p>小規模工事（施設修繕）完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 前橋市長</p> <p style="text-align: center;">所在地 受注者 商号又は名称 代表者の氏名</p> <p>下記のとおり小規模工事（施設修繕）が完了したので届け出ます。</p>			
件名			
履行場所			
工事内容			
請負代金額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		円 円)
履行期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
完了年月日	年 月 日		
契約年月日	年 月 日		

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

<p>本書のとおり小規模工事（施設修繕）完了届が提出されましたので、検査をしました。 また、検査の結果、適正に施工されたことを確認しましたので、引渡しを受けました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員 ㊦</p>	
--	--

施 設 修 繕 見 積 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
見積者 商号又は名称
代表者の氏名

次の施設修繕について、見積りいたします。

見積金額	円 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
件 名	
履行場所	

工 事 内 訳 明 細 書

項 目	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
小 計						
消費税及び地方 消費税の額						
合 計						

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担 当 者	(電話番号)